## 6．各府省施策との連携

農村RMOの活動に係る各府省の関連施策

|  | 制度 | 農村R M O との関わり |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| $\frac{\text { 上立 }}{\text { げち }}$ | 農山漁村振興交付金（農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業 | - 農村RMOを目指す地域協議会等が行う調査，計画作成，実証事業等の取組を支援 <br> - 都道府県単位の伴走支援体制構築や全国プラットフォームの整備に対して支援 | 農水省 |
| $\begin{aligned} & \text { 下 } \\ & \text { 支 } \\ & \text { 亿 } \end{aligned}$ | 中山間地域等直接支払交付金 | －中山間地域等において将来の農業生産活動を維持するための活動を支援 |  |
|  | 多面的機能支払交付金 | －地域共同で行う，多面的機能を支える活動や地域資源の質的向上を図る活動を支援 |  |
| $\begin{aligned} & \text { 伴 } \\ & \text { 走 } \end{aligned}$ | 地域活性化伝道師 | －地域課題の解決に向けた取組に対して，市町村職員や地域リーダーに指導•助言を行い，地域人材力の強化を支援 | 内閣府 |
|  | 地域力創造アドバイザー | －地域資源を活用した地場産品発掘・ブランド化•観光振興等の取組を支援 | 総務省 |
| 添寄いら | 集落支援員 | －集落支援員が参画することにより，集落間の調整が円滑化 |  |
|  | 生活支援コーディネーター | －生活支援サービスについて，計画策定や事業活動をサポート | 厚労省 |
| $\begin{aligned} & \text { 連 } \\ & \text { 携 } \end{aligned}$ | 介護予防•日常生活支援総合事業 | －地域の実情に応じ，住民等の多様な主体が，要支援者等への介護予防•日常生活支援に資する取組を行うことを支援 |  |
|  | 重層的支援体制整備事業 | －重層的支援体制整備事業における地域づくり事業（介護，障害，子ども，生活困窮の各分野）等について，農業関連 の取組の受け皿となり実施 <br> （例：一般介護予防事業を活用した高齢者の農的活動において，高齢者への農作業の指導や農園の管理等を実施） |  |
|  | 公民館，社会教育主事，社会教育士 | －住民の学習二ーズや地域の実情に応じた多様な学習機会の提供，地域課題の解決など，住民の学びを多様な主体と連携しながら支援 | 文科省 |
| $\begin{gathered} \text { 㐅 } \\ \text { 学 } \\ \text { ! } \\ \text { 構 } \\ \text { 貨 } \end{gathered}$ | 農村プロデューサー養成講座 | －地域の将来像やそこで暮らす人々の希望の実現に向けてサポートする人材を育成 | 農水省 |
|  | 地域おこし協力隊 | －地域おこし協力隊が参画することにより，活動が活性化，経済事業を運営する法人へ就醷 | 総務省 |
|  | 地域プロジェクトマネージャー | －地域プロジェクトマネージャーが，行政や民間等との橋渡しをしながら，活動等を支援 |  |
|  | 地域活性化起業人 | －地域活性化起業人がノウハウや知見を生かし，経済事業等を支援 |  |
|  | 特定地域づくり事業協同組合 | －特定地域づくり事業協同組合からの人材派遣 |  |
| $\begin{aligned} & \text { 運 } \\ & \text { 営 } \end{aligned}$ | 地方財政措置【市町村】 <br> 住民共助による見守り・交流の場や居場所 づくり等への支援 | －（1）地域運営組織の運営支援として，①運営支援のための経費（事務局人件費等）について普通交付税措置を講ずる とともに，（2）形成支援のための経費（ワークショップ開催の経費等）について特別交付税措置。 <br> －（2）住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援に要する経費（高齢者交流，声かけ・見守り，買物支援，弁当配達，登下校時の見守り，交流事業（子育て，親子，多世代），子ども食堂，学習支援，相談の場に要する経費等）について普通交付税措置。 <br> ※（1）① 及び（2）において，普通交付税算定額を上回る経費について，特別交付税による措置を講ずる。 |  |
|  | 地方財政措置【都道府県及び市町村】地域運営組織の経営力強化支援 | －自主事業の実施による収入の確保等地域運営組織の経営力強化に要する経費（研修，設備導入，販路開拓に要する経費等）について特別交付税措置。 |  |
|  | 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 | －新たな事業に取り組む場合に活用 |  |
| 具現化 | 地域管理構想（国土の管理構想） | －地域管理構想の検討•実行にあたり，地域の核となる主体として参画 | 国交省 |

## 農村RMOと「中山間地域等直接支払」の連携（集落協定の事務処理を農村RMOが受託）

○ A 地区では，地域住民が立ち上げた法人が，13集落で実施していた中山間地域等直接支払の集落協定を4つに統合。各協定の事務処理を受託するなど，ゆるやかな連携を開始。
○地域住民同士の話し合いを基に，農村RMOとしての活動（水稲の防除，直売所，買い物支援）にも取り組み。
○中山間地域等直接支払の事務報酬や，農用地保全に関する売り上げ収入等が，組織運営に役立っている。


【農村RMOとしての主な活動】

## 農用地の保全



地域餈源活用
－地域米のブランド化
地元農作物を活用した商品開発
直売所の開設，運営


【当該地区の主な売り上げ】

| 水稻育苗受託 | 550万円 |
| :---: | :---: |
| 水㯒防除受託 | 574万円 |
| 堆肥散布受託 | 880万円 |
| 米のブランド化 | 1，006万円 |
| 直売所 | 1，944万円 |
| アンテナショップ ．．．．．．． | 888万円 |
| 〈雑収入〉 |  |
| 中山間直接支払（事務報酬） | 358万円 |

## 地域運営組織の設立•運営に関する地方財政措置

1．住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】地域運営組織の運営支援や住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援に要する経費
（1）地域運営組織の運営支援
（1）運営支援（措置対象：事務局人件費 等）…普通交付税
（2）形成支援（措置対象：ワークショップ開催に要する経費 等）…特別交付税
※措置率 $1 / 2$ ：䀠政力補正
（2）住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援
（措置対象：高齢者交流，声かけ・見守わ，買物支援，弁当配達，登下校時の見守わ，
交流事業（子育て，親子，多世代），子ども食堂，学習支援，相談の場に要する経費 等）．．．普通交付税
※令和 4 年度からは，孤独•孤立対策として下線を対象経費に追加している。
※（1）（1）及び 2 ）において，普通交付税算定額を上回る経費について，特別交付税による措置を講ずる。措置率 $1 / 2$ •財政力補正
2．地域運営組織の経営力強化支援【都道府県及び市町村】
自主事業の実施による収入の確保等地域運営組織の経営力強化に要する経費
（措置対象：研修，設備導入，販路開拓に要する経費 等）…特別交付税
※措置率 $1 / 2$ ：財政力補正

根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月4日施行）

## 人口急減地域の課远

- 事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
- 安定的な雇用環境，一定の給与水準を確保できない
$\Rightarrow$ 人口流出の要因，UIJターンの障害


## 特定地域づくり事童泋同組合制度

- 地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
- 組合で職員を雇用し事業者に派遣
（安定的な雇用環境，一定の給与水準を確保）
$\Rightarrow$ 地域の担い手を確保


## 人口急減法の概要

対 象：人口規模•人口密度•事業所数等に照らし，人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断 ※過疎地域に限られない
認定手続：事業協同組合の申請に基づき，都道府県知事が認定（10年更新制）
特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能

| 特定地域づくり事業協同組合員 |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 市 枵 村 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 農 | 林 | 漁 | 食 | 製 | 機 | 運 | 介 | 飲 |  | 〈組合の運営経費〉 | 1／2 | 町村助成 |
| 業 | 業 | 業 | $\begin{aligned} & \text { 品 } \\ & \text { 加 } \\ & \text { 工 } \end{aligned}$ | 材業 | 製 <br> 造 <br> 業 | 送 業 | 護業 | 宿 泊 業 |  | 11／2 | 1／4 | ／ $1 / 8$ |
| 者 | 者 | 者 | 者 | 者 | 者 | 者 | 者 | 者 | 1 | 利用料金収入 | 交付金 | $\begin{gathered} 1 / 8 \\ \text { 市町村 } \\ \text { 実質負指 } \end{gathered}$ |
| 人材 派遣 |  |  |  |  |  |  |  |  |  | ※このほか，設立支援 | する特別 | 付税措置あ |
| 特定地域づくり事業協同絗合 <br> 地域づくり人材の雇用 $\Rightarrow$ 所得の安定•社会保障の確保 |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 都道府県 |  | 情報提供 <br> 助言，援 |

## 【総務省 $\times$ 農水省】農村RMOと「特定地域づ〈り事業協同組合」の連携

－「安来市特定地域づくり事業協同組合」では，仕事を組み合わせたマルチワークを形成することで，組合員加入している地域の事業者に対し，労働者派遣事業を実施。
同組合には，農村 R M O 「えーひだカンパニー」も組合員として参画し，地域づくり人材※が安心して活躍できる環境を整備。
＜島根県安来市＞


> えーひだカンパニー株式会社 (農村RMO)
> 平成29年設立。自治機能と生産機能を合わせ持った, 住民による住民のための株式会社として, 農業 (中山間地域等直接支払交付金の事務も受託) を含め, 生活環境, 福祉, 産業,観光など多岐にわたる分野で, ビジョン実現に向けた事業を展開。
> 【比田地区】人口959人, 世帯数396戸 (2022年7月末時点)
> 小学校 1 校, 19の自治会 (集落)
> えーひだ市場
※地域づくり人材：地域の産業に従事する者やNPO等の社会貢献硾動に従事する者など，地域社会の維持及び地域経済の活性化に䓫与する人林等 （土也域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律がイドラインより）

## 【総務省 $\times$ 農水省】農村RMOと「集落支援員」「地域おごし協力隊」の連携

農村RMOは，集落支援員や地域おこし協力隊といった多様な外部人材の受け皿になっている。
農村RMOの構成員である集落支援員や地域おこし協力隊は，事務支援やSNS等による情報発信などの活動を行いつつ，地域の困りごとについても目配りし取り組んでいる。

## 集落支援員

$<$ 長野県小谷村＞
○集落支援員が，農村RMOの構成員•事務局員となること で，集落への「目配り」としての地域支援に取り組み。

【これまでの活動例】（農村RMOに関連しうる業務）
－

| 農村空間 |
| :--- |
| 管理 |
|  |

稲刈り（集落支援員居住地域にて）

- 田の見回り（集落支援員居住地域にて）
- 農作物の運搬（集落支援員居住地域にて）
- 地元産そば打ち教室の開催

地淢痈源－地域に伝わる伝統料理の継承
－杤の木とミツバチによるミツロウの生産
生活支援－
高齢者交通支援に関する勉強会

－SNSやホームページ等による情報発信


稲刈り支援


伝統料理の継承


農作物の運搬支援


ミツロウの生産支援


地元産そば打ち教室


交通支援に関する勉強会

## 集落支援員（総務省）

地域の実情に詳しく，集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が，地方自治体からの委嘱を受け，市町村職員と連携し，集落への「目配り」として集落の巡回，状況把握等を実施。

## 地域おこし協力隊 <br> ＜長野県栄村＞

○地域おこし協力隊が，農村RMOの構成員•事務局員とな ることで，外部人材としての視点を活かした地域活性化 に取り組み。

## 【これまでの活動例】（農村RMOに関連しうる業務）



管理－鳥獣被害対策としての案山子の製作
－地元産品を販売する無人販売所の運営
地域資源－メープルシロップや山菜ジェラートの販売

- 郷土料理継承に向けた商品開発
- 山間部における交通支援

生活支援
－高齢者見回りを兼ねた雪かき支援

－SNSやホームページ等による情報発信 等


案山子の作成


郷土料理あんぼのアレンジ商品


無人販売所


交通支援


メープルシロップとジェラート


雪かき支援

## 地域おこし協力隊（総務省）

都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し，生活の拠点を移した者を，地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は，一定期間，地域に居住して，地域ブランドや地場産品の開発•販売•PR等の地域おこしの支援 や，農林水産業への従事，住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら， その地域への定住•定着を図る取組。

## 【総務省 × 農水省】農村RMOと「過疎地域等集落ネツトワーク圏形成支援事業」の連携

「農村RMO形成支援事業」により，住民参加による農作業の体制づくり，特産加工品の試作，実証を兼ねた高齢者送迎等を実施。 さらに「過疎地域等集落ネットワ一ク圏形成支援事業」を活用し，農作業に関する地域外人材の呼び込み，食品加工場の新設•製造機導入による増産体制の構築，高齢者支援車の増便•利便化に向けデマンド運行ルートの策定など取組を拡大。 その結果，農作業体験や伝統的な祭りへの参加者が目標の 2 倍を超えるほか，オリジナル弁当や加工品の販売量増加に よる収益UP，買い物代行や需要に応じた送迎等の高齢者援体制の確立等，大きな成果を上げた。
＜石川県七尾市＞

## 農村RMO形成支援事業

 （実証的な活動を実施）

住民参加による農作業の体制づくり


特産加工品の試作


実証を兼ねた病院や役場等への送迎

過疎地域等集落ネットワ一ク圏形成支援事業 （取組の具現化•拡大 $\cdot$ 充実を図る）
1．農業\＆祭り体験ツーリズム募集


作 古にばヒ昧明」
作ってみきせんか？



募集用コンテンツ（Web）を作成し，地域外の人材を各種イベントに呼び込み
2．特産品開発－販路拡大事業


「ニコニコ便」を増便，


矛

## 事業実施の成果



農作業体験や伝統的な祭りなど地域内外からの参加者が目標の 2 倍以上に


地元農作物を用いたオリジナル弁当や加工品の販売量増加により収益U P


買い物代行や需要に応じた送迎実施など高齢者支援体制の確立

[^0]
## 【厚生労働省 $\times$ 農水省】一般介護予防事業のうち地域介護予防活動支援事業を活用した高齢者の農的活動

一般介護予防事業のうち地域介護予防活動支援事業では，65才以上の高齢者の介護予防活動を支援して おり，高齢者の健康づくり・生きがいづくりを目的とした活動への支援が可能。
活動には貸農園による農作業など農的活動も可能となっており，農村RMOによる農用地保全との連携も考えられる。
＜高知県香美市＞

## 【農的活動の事例】 社会福祉法人 香美市社会福祉協議会「菜園クラブ」 ～厚生労働省 一般介護予防事業のうち地域介護予防活動支援事業の活用～

- 介護予防対策として男性も参加しやすいように，農的活動を実施。
- 市から事業委託を受けた社協が農地を借り，30区画（1区画 $5 \times 6 \mathrm{~m}$ ）に分け，農業経験のない定年退職者が通年で栽培。
（28人（うち男性12人）が登録し，60歳代，70歳代，80歳代が参加）
－地域の農家が月 2 回指導し，毎週月曜と木曜の午前中は社協のスタッフ 4 人が交代で菜園の管理，対応。
－月曜～土曜8：30～17：00の間は，自由に出入りができ，生産や収穫をする ことが可能（ただし農産物販売は禁止）。
－一部の区画は社協がサツマイモを植え，収穫時には若者サポートステーション センターから二ートや引きこもり者 5 名ほどが参加。（2013年から10年間実施）



## 効 果

## （福祉側）

介護予防，新たな人間関係創出
コミユニケーションが活発化，
交流機会創出

## （農業側）

農地保全，新たな担い手創出

## か゚イント

－一般介護予防事業のうち地域介護予防活動支援事業で実施

- 農業経験のない定年退職者が実施
- 男性が参加しやすい
- 農地の保全
- 農業生産者になった参加者もいる

[^1]
## 【厚生労働省 $\times$ 農水省】生活支援コーディネーター（SC），SC協議体との連携

－農村RMOが，地域で活躍する生活支援コーディネーター（SC）と連携することにより，福祉農園等に おける福祉と農業のマッチングや，それに伴う高齢者等の活躍の場（選択肢）創出，高齢者支援に向けた スムーズな情報共有などを実現することが可能。
－連携の仕方としては，（1）農村RMOに生活支援コーディネーター（SC）が参画する，②農村RMOの1部門を SC協議体が担当する（高齢者支援等），（3）SC協議体に農村RMOが参画する，などのパターンが考えられる。
（1）農村RMOに生活支援コ一ディネーター（SC）が参画

| 農村RMO |  |
| :--- | :--- |
| 農村RMO協議会の構成員（例） |  |
| •農業者 | •婦人会，PTA |
| •集落協定 | •社会福祉協議会 |
| •農業法人 | •行政関係者など |
| •自治会，町内会 | •生活文授コーデイネーター（SC） |

（2）農村RMOの1部門をSC協議体が担当（高齢者支援等）


○生活支援コーディネーター（SC）やSC協議体が，農村RMOと一体になることで，生活支援二ーズの的確な把握が可能となり，福祉と農業のマッチング等を実現
（3）SC協議体に農村RMOが参画
生活支援コーディネーター
（SC）


## NPO法人

（市町村単位，中学校区単位，
○○単位でそれぞれ設置）
地域包括支瑷センター

農村RMO

[^2]
## 【厚生労働省 $\times$ 農水省】重層的支援体制整備事業と農村RMOとの連携

| 令和4年3月1日，自治体福祉部局•農水部局宛てに重層的支援体制整備事業と農林水産施策との係る通知を発出。 <br> 同通知において， <br> 「参加支援事業」や「地域づくり事業」を推進する上での農村RMOとの連携•活用の検討や，自治体内における福祉部局と農水部局との連携等について呼びかけている。 |
| :---: |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

## 重層的支援体制整備事業について（イメージ）

|  <br>  <br>  <br>  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

## 【参加支援事業】

農林水産分野が，自然の中で作業を行 うことを通じて，心身 の回復や自己有用感•就労意欲の向上 につながるだけでなく，地域社会との接点と なり社会参加を促す ものであり，本人の社会参加に向けた支援 において重要な役割 を果たすため，支援対象者の受け入れ先 の一つとして農村 RMOの活用を検討す ること。


【地域づくり事業】農村RMOが形成 されている地域で は，地域課題の解決に向け，農用地保全や農業を核と した地域資源の活用や生活支援等 の活動が展開され ており，農村RMO との情報共有や企画調整に努めるこ と。

## 【内閣府 × 農水省】農村RMOと「小さな拠点」の連携

－人口減少や高齢化が進行する中で，暮らしを守り，地域コミュニティを維持して持続可能な地域づくりを目指すための取組として，「小さな拠点」の形成に併せて，農村資源を活用した農村RMOの活動を展開。

## ＜愛知県岡崎市＞

○愛知県岡崎市では，地方創生推進交付金（現：デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ））（内閣府）を活用し，地域の魅力発信と関係人口の創出や移住•定住の促進，「小さな拠点」形成に取り組み。
○これと連携し，「岡崎市下山学区地域づくり協議会」が，農村RMO形成推進事業を活用し， イベントの試行や農用地保全等の活動により，地域づくりの取組を深化させ受入態勢を整備。

## 地方創生推進交付金

（対象：市全域）


地域の魅力を情報発信


小さな拠点小さな拠点
小施設活用計画 A

小さな拠点における施設活用計画の策定等

農村RMO形成推進事業
（対象：下山学区）
（取組イメージ）


## ＜滋賀県甲賀市＞

○滋賀県甲賀市では，地方創生拠点整備交付金 （現：デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生拠点整備タイプ））（内閣府）を活用し，閉園した保育園を地域の拠点施設（小さな拠点）として整備。
○また，小さな拠点の運営を担う「羽ばたけ鮎河自治振興会」が，農村RMO形成推進事業 を活用し，この拠点施設や地域の農村資源を活用したコミュニティビジネス及び生活支援 の検討を進めている。

地方創生拠点整備交付金
（対象：鮎河地区）


## 農村 R MO 形成推進事業

（対象：鮎河地区）
地域の農村資源を活用したコミュニティ ビジネス及び生活支援を推進

[^3]
## 【文部科学省 $\times$ 農水省】農村RMOと「公民館」の連携

－公民館には，「学習の成果を地域課題解決のための実際の活動につなげていくための役割」に加え，「中山間地域における『小さな拠点』の中核となる施設としての役割」「『地域運営組織』 の活動基盤となる施設としての役割」も期待されている。
農村RMOと公民館の連携により，地域住民や関係団体との交流の活性化，地域課題を解決する ための人材育成や住民による地域づくりの推進が期待されている。

－公民館が，農村RMOの協議会の構成員となることで，地域住民や関係団体との話し合いの場を提供－
＜富山県立山町＞
【これまでの活動例】
－地域住民の参画•話し合いの場各種イベント，ワークショップの開催 等
－地域の拠点施設としての活用


釜ヶ渕地区納涼祭，七夕行事による世代間交流 等


施設全景


多様な世代が参加


話し合いの様子


釜ヶ渕地区納涼祭

【今後，公民館とともに取り組みたいこと】
－公民館及び関係する多様な組織等と連携し，公民館を地域 の集いの拠点として，農とのふれあい活動や農村マルシェ などを実施することにより，人々の絆をより深め，地域を活気づけていきたい。
＜京都府京丹後市＞
【これまでの活動例】
－地域住民の参画•話し合いの場宇川地域づくり準備室，大学との連携 等
－地域の拠点施設としての活用
宇川加工所，宇川金曜市，餅つきなどの世代間交流 等


施設全景


多様な世代が参加


話し合いの様子


宇川金曜市

【今後，公民館とともに取り組みたいこと】
－今後とも関係団体と連絡•調整し，農用地保全地域資源活用•生活支援に取り組む体制の整備に向けて連携していきたい。
－地区の背景－


平成19年（2007年）
トヨタ自動車 テストコース建設着手
令和5年度（2023年）以降の本格稼働
時には，ドライバー含め約3，000人が働
＜予定
10年以上前から，まちづくりに関する機運は高かった

$\downarrow$
施設の有効活用を望む声が多かった

## 旬）岡崎市

令和3年4月1日（2021年）
中山間政策課の設置
中山間地域の活性化施策を更に推進

中山間地域に対する行政側の支援体制が強化された


令和4年3月（2022年）
「岡崎市中山間地域活性化計画オクオカ イノベーションプラン2030」策定
公民連携による持続的な施策を戦略的に取り組み，持続可能な魅力ある地域を作 り上げることを目的

中山間地域支援に関するアクションプランが定められた


多様な人材による農地利用の必要性
— 課題解決に向けた関係府省等の施策の活用 —
地方創生推進交付金（内閣府）
【取組内容】

【農村RMOとの連携】

市の中山間地域を対象に，関係人口創出 や移住•定住促進，「小さな拠点」形成

- 活動拠点の提供（施設賃借料）
- 地域に移住相談が来た際の受入れ


「関係人口，移住•定住」に関する課題

地方創生臨時交付金（内閣府）
【取組内容】
「移動販売を通じた地域コミユニティゴく り事業」（市が，本交付金を活用して公募）
【農村RMOとの連携】
－運行ルート検討にあたり，共に協議 －販売等のサポートや，事前周知等


「買い物支援」に対する課題

地域おこし協力隊，集落支援員（総務省）

## 【取組内容】

地域おこし活動や，集落への目配り
【農村RMOとの連携】
－農作物販売やイベント活動，情報発信等 －空き家調査や移住マッチング等


「地域人材の不足」に関する課題

関連施策は，農村RMO事務局の

## 令和4年4月1日（2022年）

岡崎市下山学区地域づくり協議会設立
下山学区における生活や暮らしを守るため，住民が一体と なり，生産，生活扶助，資源管理に取組み，地域コミユニティ機能の維持•強化を図る事業を行うことを目指す（規約より）


R4農村RMOモデル事業に申請•採択
（体制図）
岡崎市下山学区地域づくり協議会

| 協議（ 構成団体） | 実行 |
| :---: | :---: |
| - 下山学区対策委員会 <br> - 農業生産組合 <br> - JAあいち三河 <br> - 岡崎森林組合 <br> - 学識経験者 <br> - 岡崎市 | －農用地保全部会 |
|  |  |
|  | $\cdot$ •地域資源活用部会 |
|  | $\cdot$ 生活支援部会 |
|  | －企画施設運営部会 |

「農用地保全等」に関する課題農村RMOモデル形成支援事業（農水省）【取組内容】
－体験農園実施や高収益作物導入の取組 －JA下山支店の活用に向けた検討，実証 －クアオルト（健康づくり）ウォーキングに よる観光客呼び込みや，農作物運搬•買 い物支援•高齢者や子供の送迎支援等


「移動サービス」に関する課題岡崎市社会福祉協議会事業（岡崎市社協）【取組内容】
地域の支え合い活動促進を目途とした「地域支え合い車両」の貸し出し
【農村RMOとの連携】
－下山学区地区に車両の貸与 －高齢者や子供の部活動の送迎等で活用


「属性や世代を問わない相談等にに関する課題
重層的支援体制整備事業（厚生労働省）

## 【取組内容】

高齢，障害，子育て，生活困窮分野の相談支援や地域づくりの補助金等を一括交付 （岡崎市は，重層的支援体制整備事業の申請市町村）
【農村RMOとの連携】
－子供食堂における料理の
提供や，メニユ一検討

## 農村RMO 関係府省施策の活用（東米良地区1000年劦議会（官崎県西都市））

## －地区の背景－

## 1．地域の課題

東米良地域では，「東米良地域づくり協議会（平成21年設立）」による地域づくりが行われていたが，設立から10年以上経過し，人口減少や生活環境の変化などが顕著と なってきたことから，組織体制の見直しが求められていた。 また，地区内の 2 つの集落協定では，高齢化や担い手不足 により，第4期対策（平成27～令和元年度）以降の中山間直接支払の継続が難しい状況だった。


2．NPO法人「東米良創生会」の立ち上げ
令和元年，地域の社会福社法人が中心となり，1年かけて，地域の課題を抽出。地域の事務局を担う機能が無い点に着目し，令和2年，「NPO法人東米良創生会」を立ち上げた。 これにより，地域の事務局機能が強化。集落協定側と協議 し，NPO法人が事務局を担う恰好で，中山間直接支払の継続と，新たに1地区を加えた集落協定広域化が実現した。


課題の抽出


草刈り活動への支援

3．農村RMO「東米良地区1000年協議会」の立ち上げ NPO法人設立と同時期に，「東米良地域づくり協議会」の組織体制を見直し。人員体制の合理化を図り，住民負担を軽減させるとともに，関係団体と連携を深める方針のもと農用地保全等の実証に取り組むため，「東米良地区1000年協議会」（令和 4 年度）を立ち上げた。


4．今後の課題

- 休耕地の活用及び労働力確保に向けた検討
- 鳥獣害対策（特にシ力）の強化に向けた検討
- ユズやジビエといった特産品の流通，販売体制の検討 －高齢者に対する日常サービスの支援（高齢化率 $60 \%$ ）


## — 課題解決に向けた関係府省等の施策の活用 —

地域包括ケアシステム（厚労省）形成に向けた取組
【取組内容】
地域の関係組織が連携しながら，医療，介護，介護予防，住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の形成を目指す

## 【農村RMOとの連携】

- 社会福祉法人（構成員）のノウハウを活かし，福祉と住民活動が
- 体となる取り組み
- 地域の診療所とは，オンデマンドカーによる送迎で連携
- 地元農産物を用いた配食サービスの実施

「高齢者支援」に対する課題


「高齢者支援」に対する課題

## 西都市互助による輸送導入事業費補助金

 （西都市）宮崎ひなた生活圏づくり地域課題解決支援事業 （宮崎県）
【取組内容】 に係る補助

して送迎時に活用
－車両購入及び維持
【農村RMOとの連携】
－オンデマンドカーと


「交通手段」に関する課題

関連施策は，農村RMO事務局の「NPO法人東米良創生会が，主 に西都市と相談しながら選択•活用している。

令和4年4月24日（2022年）東米良地区1000年協議会設立
東米良地区の住民をはじめとして，関係する企業，団体行政が一体となって東米良地区を1000年続く村とする ために，本協議会を設立。農村型地域運営組織形成推進事業等を通じて，東米良地区の集落の再生，活性化および存続を図ること を目指す（規約より）

R4農村RMOモデル事業に申請•採択


## 「農用地保全」「地域資源活用」に関する課題

## 農村RMOモデル形成支援事業（農水省）

## 【取組内容】（農用地保全）

－ベテラン農林業者の技術継承に向けた取組
－農作業，農作物管理等に必要となる労働力について，関係機関内で融通し合え る体制の検討

【取組内容】（地域資源活用）
－地場産品や生活用品を揃える無人販売所設置（タブレット端末，カメラ，マイク等） に向けた実証
－ジビ工活用としてのペットフード試作


## 「鳥獣被害に関する課題

## 鳥獸被害防止総合対策交付金（農水省）

【取組内容】
－輸送用のコンテナ等を活用し，捕獲鳥獣 の解体などが可能な機器を実装。
－実装後のコンテナ式処理加工施設を活用し，広域搬入体制の構築や既存加工施設との連携を検討。

— 地区の背景 —


平成18年（2006年）
北股小学校の廃校
翌年，地区の地域運営組織「北股地区振興会」が設立。地区センター（公民館的位置づけ）としての活用がスタート

地域運営組織が，地域活動の一翼を担ってきた
＊＂平成20年（2008年）～

＊＊＊地域の目指す将来像や，まちづくりの
＊重点施策，目標などを制定（現，第四次
$\cdots$ …淆計画（R3～R7））
将来の活動方針が議論•整理されてきた


> 平成26年(2014年)~

大学と連携し，住民アンケート調査を実施地域における生活上の「手伝ってほしいこ と」と，それに対する「手伝えること」につ いて，住民の声を踏まえ分析•協働で研究

学生ボランティア活動のきっかけに繋がった


平成30年（2018年） ボランティアのマッチングに向けた取組
地区センターが，アンケート等で把握した困りごとに対し，外部及び内部ボランティ アのマッチングを実施。計185名が活動 $\downarrow$
公民館活動を通じた大学との連隽が，地域の労働力を補う結果となった

| $\begin{aligned} & \text { (経営体) } \\ & 10000 \end{aligned}$ | 農業経営体数 |  |  | $\begin{array}{r} (\mathrm{ha)}) \\ 19000 \end{array}$ | 経営耕地面積 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | $0$ |  |  |  | $\bigcirc$ |  |  |
| 8000 |  |  |  | 17000 |  |  |  |
| 6000 |  |  |  | 15000 |  |  |  |
|  | H22 | H27 | R2 |  | H22 | H27 | R2 |
|  |  | （農林業 | ンサス） |  |  | （ 農林業七 | ンサス） |

多様な人材による農地利用の必要性
—課題解決に向けた関係府省等の施策の活用 —

地区センター（公民館）との連携 ※ 令和4年度 優良公民館表彰受賞（文部科学省）【取組内容】
－地域づくりに関する事業，健康講座，防災訓練， スマホ教室，広報の発行等
－事務局の「北股地区振興会」が，奥州市より地区 センター（公民館）指定管理業務（H29～）を受託【農村RMOとの連携につながる部分】
－大学生を中心に，地区内外の多様な人材のネット ワーク構築（北股フレンズ）
－地域づくり拠点としてのノウハウを活用した， ボランティアセンターとしての高齢者支援


「地域づくり」に関する課題

## 奥州市地区センター

地域住民の主体的な特色ある地域 づくり活動及び自主的な学習活動を支援するために設置。
市内には30のセンターがあり，全て指定管理者により管理されている。奥州市では，平成24年の条例改正 により，公民館（管轄：教育委員会） を，地区センター（管轄：協働まちづ
＜り部地域づくり推進課）へ変更。

## 令和5年6月12日（2023年）

星の広場設立


R5農村RMOモデル事業に申請•採択

「農用地保全等に関する課題農村RMOモデル形成支援事業（農水省）

【今後の取組方針】

- 鳥獣害対策の取組
- 草刈り作業の負担軽減に向けた取組
- 特産品の試験栽培と製品開発
- 地域資源の有効活用
- 高齢者支援体制（地区全体）の構築 等



## 「地域人材の不足」に関する課題

地域おこし協力隊（総務省）大学生を中心としたボランティア活動【取組内容】－地域おこし活動 ，ボランティア活動【農村RMOとの連携の可能性】 －農業やイベント活動，情報発信等 －ボランティアによる関心•活動人口増加


「ボランティア受入れ」に関する課題
地元民間企業や大学との連携
【取組内容】
－学生への社用車の無償貸与
【農村RMOとの連携の可能性】
－ボランティアが来る際，交通面での調整


## －地区の背景－

## 1．地域の課題

平成26年（2014年），地域の津田小学校廃校が決定。そ の後も津田郵便局や路線バスが廃止になるなど，地域の高齢化と相まって，地域活動は停滞気味だった。
2．「地域おこし隊吉縁起村」の立ち上げ
「地域を何とかしよう」と考える有志15名（元教員，民生委員，畳屋，大工等）が集会所に集まり，どのように地域おこ しをしていくべきか検討。検討内容を実現するため，令和元年（2019年），「地域おこし隊吉縁起村」を立ち上げた。


## 3．手探りによる活動

地域おこし隊吉縁起村の活動は，看板づくりからのスター トだったが，活動資金が無かったことから，活動のたびに，有志でお金を拠出し合つていた。また，活動状況の分かる コミユニティ新聞を自分達で作成し，手分けして全戸配布 するなど，手探りでの取り組みが多かった。

## 4．関係機関との連携

活動を継続していくにつれ，協議会の存在が徐々に地域へ浸透。取組内容や「やりたいこと」が認知されるようになり，行政や地元関係者，農業者とも連携が生まれた。


有志で作成した看板
活動拠点「立寄処（たちよりどころ）」
5．関連施策の活用
活動の幅が広がる過程で，行政から，国や市による関連施策の提案を受けるようになり，「農村RMOモデル事業」や「地域管理構想モデル事業」の活用に繋がった。
6．今後の課題
－国交省事業と連携した粗放管理等に関する検討 －鳥獣害対策（特にサル）の強化に向けた検討

- 持続可能な無人ストアの仕組みを検討
- デマンド交通による貨客混載（農作物等）の検討



## — 課題解決に向けた関係府省等の施策の活用 —

市町村管理構想•地域管理構想策定推進対策事業（国土交通省）
【取組内容】
地域管理構想の策定に向けて，地籍図データ，農地台帳，中山間台帳，森林簿などをもとにGIS マップを作成。ワークショップを開催し，住民の意見をGISデータに反映。有限な人材の中で生産性 を向上させるため土地の管理優先順位を決定し，粗放管理など柔軟な対応を検討する。
【農村RMOとの連携】
－GISデータを活用した土地の管理順位を決定
粗放管理を含めた最適な土地利活用を検討
－ワークショップによる住民意見の把握とフィードバック


## 令和4年12月3日（2022年）

吉縁起村協誐会設立
農村型地域運営組織（以後，「農村RMO」という）の形成を図るため，地域農業者と多様な地域の関係者が協力しなが ら，農用地等の保全，地域資源の活用，生活支援に係る将来 ビジヨンに基づき各事業を実施し，もって農村RMOの発展に資することを目指す （規約より）



地域おこし協力隊，集落支援員（総務省）
【取組内容】
地域おこし活動や，集落への目配り
【農村RMOとの連携】

- 農作物販売やイベント活動，情報発信
- 防災に関する検討 等


「地域人材の不足」に関する課題

関連施策は，農村RMO事務局の「地域おこし吉縁起村」が，主体と なって真庭市と相談しながら選択•活用している。
（体制図）

## 吉縁起村協議会

| 協議（構成団体） | 実行 |
| :--- | :--- |

## 「農用地保全」「地域資源活用」「買物支援」「交通支援」に関する課題

農村RMOモデル形成支援事業（農水省）

【取組内容】（農用地保全，地域資源活用）

- ラジコン草刈機の活用に向けた実証
- 猟友会と連携した，鳥獣害対策

地元農作物を用いた弁当等の販売最適な土地利用の検討

【取組内容】（買物支援）
－アンケートによる要望把握と
フィードバック
－キャッシュレス無人ストアの実証


【取組内容】（交通支援）
－貨客混載（農作物）による農作物等の集荷体制の検討



[^0]:    過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業（総務省）
    集落の基幹集落を中心に複数集落で構成される「集落ネットワーク圏」において地域運営組織等が行う，生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動等を支援するため，交付金を交付するもの。
    （集落ネットワーク圏における取組のイメージ）：地域課題の解決に資する専門人材の活用，アプリ等を活用した高齢者の買い物支援，センサ一を活用した鳥獣被害対策など

[^1]:    - 般介護予防事業のうち地域介護予防活動支援事業（厚生労働省）
    - 般介護予防事業とは，年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく，住民主体の通いの場を充実させ，人と人とのつながりを通じて，参加者 や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに，リハビリテーション専門職等を生かした自立支援に資する取組を推進し，要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することにより，介護予防を推進する事業である。

    「介護予防把握事業」「介護予防普及啓発事業」「地域介護予防活動支援事業」「一般介護予防事業評価事業」「地域リハビリテーション活動支援事業」の5事業で構成されており，このうち「地域介護予防活動支援事業」は，住民主体の通いの場等の活動を地域の実情に応じて効果的かつ効率的 に支援することを目的としている。

[^2]:    生活支援コーディネーター（SC）及びSC協議体（厚生労働省）
    生活支援コーディネーター（SC）は，市町村が定める活動区域ごとに，関係者のネットワークや既存の取組•組織等も活用しながら，資源開発，関係者のネットワーク化，地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等のコーディネート業務を実施することにより，地域における高齢者 の生活支援•介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進する。
    また，SC協議体は，地域のさまざまな人たちが集まり，話し合いをすることで，地域が抱える課題や問題を見つけ出し，解決するためのアイデア を出し合うために設置されるものであり，関係者の意識共有や情報交換により，SCの組織的な補完等を行う。

[^3]:    小さな拠点（内閣府）
    中山間地域等において，地域住民の生活に必要な生活サービス機能やコミュニティ機能を維持•確保するため，集落生活圏における生活サービス機能や地域活動の拠点施設を一定程度集積•確保している施設や場所•地区・エリア

